〜 研究報告 〜

このインドネシア憲法和訳（仮訳）は，ICD NEWS 第３号（2002年５月号）に引き続き，現在，日本学術振興会特別研究員の島田弦氏にインドネシア語から日本語に翻訳していただきました。第３号同様，改正新条項，改正日及び旧条項を組み込んでおりますので，憲法改正の変遷はもとより，インドネシアがどのような国に変わろうとしているかが分かっていただけるかと思います。重ねて，島田氏の御協力に深く感謝し，厚く御礼申し上げたいと思います。

インドネシア共和国1945年憲法（仮訳）
（第１次ないし第４次改正[1]を含む）
（編集2003.4/14時点）

翻訳　日本学術振興会特別研究員
島　田　　弦（しまだ　ゆづる）

前　文

独立はあらゆる民族の権利であるべきであり，故に，世界に存在する植民地は，人道及び正義に反するものであり，すべて排除されなければならない。

インドネシアの独立を目指す闘争は，インドネシア人民を，自由で統一され，主権を有し，公正で，かつ，繁栄するインドネシア国家独立への扉の前に導く，平穏で幸福な瞬間に到達した。

インドネシア人民は，全能なる神の恩恵を受け，また，自由な民族としての栄光ある希望に支えられ，ここに独立を宣言する。

今後，すべてのインドネシア民族及びインドネシアの全国土を保護するインドネシア国政府を築き，また，公共の福祉を進め，民族の生活を向上させ，そして，自決，恒久平和及び社会正義を基礎とする国際秩序の実現に参画することを目的として，人民が主権を有する，一つのインドネシア共和国として構成される，インドネシアの自決及び民族性を，以下に掲げる原則に基づき，インドネシア国憲法に定める。すなわち，唯一神への信仰，公正で品位ある人道主義，インドネシアの統一及び代表制と協議における英知により導かれる民主主義，並びに全インドネシア人民のための社会正義の実現である。

第１章　国家形態及び主権

第１条

第１項

インドネシア国は，共和政体をとる単一国家である。

第２項（３次改正2001.11/9）

主権は人民にあり，憲法に基づき行使される。

（旧第２項　主権は人民にあり，国民協議会がこれを完全に行使する。）

第３項（３次改正2001.11/9）

インドネシアは法治国家である。

第２章　国民協議会

第２条

第１項（４次改正2002.8/10）

国民協議会は，法律の定めるところに基づき，総選挙により選出された国会議員及び地方代表議会議員により構成される。

（旧第１項　国民協議会は，法律の定めるところに基づき，国会議員並びに地方及び諸集団の代表により構成する。）

第２項

国民協議会は首都において少なくとも５年に１回召集する。

第３項

国民協議会のすべての決定は多数決による。

第３条

第１項

国民協議会は憲法及び国策大綱を定める。

第２項（３次改正2001.11/9の第３項が４次改正2002.8/10で第２項に変更）[2]

国民協議会は，大統領及び副大統領を任命する。

（旧第２項　３次改正2001.11/9は削除

国民協議会は，憲法を改正し，かつ，これを制定する権限を有する。）

第３項（３次改正2001.11/9の第４項が４次改正2002.8/10で第３項に変更）

国民協議会は，憲法に基づいてのみ，その任期中に大統領及び副大統領を罷免することができる。

1　第１次改正（1999年10月19日），第２次改正（2000年８月18日），第３次改正（2001年11月９日），第４次改正（2002年８月10日）。なお，一部の語句については国際協力部教官山下輝年において修正・編集している。

2　第４次改正2002.8/10で「第３項を第２項に，第４項を第３項にする」旨の改正がなされ，３次改正の第２項が削除となったものである。

第３章　国家の統治権

第４条

第１項

インドネシア共和国大統領は，憲法に基づく統治権を有する。

第２項

大統領は，その職務の執行に当たり，副大統領１名による補佐を受ける。

第５条

第１項（１次改正1999.10/19）

大統領は国会に法案を提出する権利を有する。

（旧第１項　大統領は国会の同意を得て法律を制定する権限を有する。）

第２項

大統領は法律を適切に執行するために政令を定める。

第６条

第１項（３次改正2001.11/9）

大統領候補及び副大統領候補は，出生時においてインドネシア国籍を有した者でなければならず，自己の意思により他の国籍を取得したこと及び国家を裏切ったことがなく，かつ，大統領及び副大統領としての職務及び義務を執行するために心身共に健康でなければならない。

（旧第１項　大統領は先住のインドネシア人である。）

第２項（３次改正2001.11/9）

大統領及び副大統領の資格要件は，法律により更にこれを定める。

（旧第２項　国民協議会は多数決により大統領及び副大統領を選出する。）

第６Ａ条（３次改正2001.11/9）

第１項

大統領及び副大統領は，これを一組として，人民が直接選出する。

第２項

総選挙に参加する政党又は政党グループは，総選挙の実施前に，一組の大統領及び副大統領を提案する。

第３項

一組の大統領及び副大統領候補は，総選挙において50パーセント以上の票を獲得し，かつ，インドネシアにおける全州の少なくとも半分以上の州において最低20パーセントの票を得た場合に，大統領及び副大統領に任命される。

第４項（４次改正2002.8/10）

一組の大統領及び副大統領候補が前項の選出要件を満たさないときは，総選挙において第１位及び第２位の票を獲得した候補の組が人民による直接投票に付され，最も多くの票を獲得した候補の組が大統領及び副大統領に任命される。

第５項（３次改正2001.11/9の第４項が４次改正2002.8/10で第５項となった）

大統領及び副大統領の選出に関する方法は，法律により更にこれを定める。

第７条（１次改正1999.10/19）

大統領及び副大統領の任期は５年とし，その後，１回に限り同一の任期において再選することができる。

（旧第７条　大統領及び副大統領は５年の任期を有し，再選されることができる。）

第７Ａ条（３次改正2001.11/9）

国民協議会は，国家に対する裏切り，汚職，贈収賄，その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為が証明されたとき，又は大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないことが証明されたときは，国会の提案に基づき，大統領又は副大統領を任期中に罷免することができる。

第７Ｂ条（３次改正2001.11/9）

第１項

国会は，事前に憲法裁判所に対して，大統領若しくは副大統領が国家に対する裏切り，汚職，贈収賄，その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為に及んだとする国会の意見，又は大統領若しくは副大統領が大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないとする国会の意見につき審査，判断及び決定を行うことを求めた場合にのみ，国民協議会に対し，大統領又は副大統領の罷免提案を提出することができる。

第２項

大統領若しくは副大統領が当該の法律違反を行ったとする国会の意見又は大統領若しくは副大統領たる資格要件を具備していないとする国会の意見は，国会の国政監督機能の発現である。

第３項

憲法裁判所に対する国会の要請は，全国会議員の３分の２以上が出席する本会議において，出席した国会議員の３分の２以上の賛成によってのみ行うことができる。

第４項

憲法裁判所は，国会の要請を受理してから90日以内に，当該国会の意見につき，可能な限り公正に審理，判断及び決定を行う義務を

負う。
第５項
憲法裁判所が，大統領若しくは副大統領が国家に対する裏切り，汚職，贈収賄，その他の重大な犯罪となる法律違反若しくは破廉恥な行為に及んだと決定した場合，又は大統領若しくは副大統領が大統領若しくは副大統領たる資格要件を既に具備していないと決定した場合，国会は，国民協議会に対する大統領又は副大統領の罷免提案を採択するために本会議を召集する。
第６項
国民協議会は，前項の国会の提案を受理してから30日以内に，同提案を採決するための会合を召集しなくてはならない。
第７項
大統領又は副大統領の罷免提案に関し，国民協議会が行う罷免の決定は，国民協議会本会議において説明を行う機会を大統領又は副大統領に与えた後，全国民協議会議員の４分の３以上が出席する国民協議会本会議において，出席した国民協議会議員の３分の２以上の賛成を得なければならない。

第７Ｃ条（３次改正2001.11/9）
大統領は，国会を停止又は解散することはできない。

第８条
第１項（３次改正2001.11/9）
大統領が任期中に，死亡，辞任，罷免又はその義務を遂行することができなくなった場合，副大統領が任期の満了までその職務を代行する。
第２項（３次改正2001.11/9）
副大統領が欠員となった場合，60日以内に，国民協議会は大統領の提案する２名の候補者から副大統領を選出するための会合を召集する。
第３項（４次改正2002.8/10）
大統領及び副大統領が，任期中に共に死亡，辞任，罷免又はその義務を遂行することができなくなった場合，外務大臣，内務大臣及び国防大臣が共同で，大統領職務の執行者となる。その後，３か月以内に，国民協議会は，直前の総選挙において第１位及び第２位の票を獲得した大統領及び副大統領の候補の組を提示していた政党又は政党連合の推薦する二組の大統領及び副大統領候補から，残りの任期についての大統領及び副大統領を選出するための会期を招集する。
（旧第８条　その任期中に，大統領が死亡，辞任，又はその義務を遂行することのできなくなった場合，副大統領が任期終了まで大統領を代行する。）

第９条
第１項（１次改正1999.10/19）
大統領及び副大統領は，その職務に就く前に，国民協議会又は国会において，以下の次第で，その宗教に基づき宣誓し，又は誠実に誓約する。
大統領（副大統領）宣誓
「神の名において，私は，最大限適切かつ公正にインドネシア共和国大統領（インドネシア共和国副大統領）の義務を果たし，憲法を遵守し，かつ，すべての法律及び規則を最大限,忠実に実行し,国土と民族に奉仕する。」
大統領（副大統領）誓約
「私は，最大限適切かつ公正にインドネシア共和国大統領（インドネシア共和国副大統領）の義務を果たし，憲法を遵守し，かつ，すべての法律及び規則を最大限，忠実に実行し，国土と民族に奉仕することを誓約する。」
第２項（１次改正1999.10/19）
国民協議会又は国会が会議を開催できない場合，大統領及び副大統領は，最高裁判所長官が証人を務める国民協議会議長の面前で宣誓を行う。
（旧第９条
大統領及び副大統領は，その職務に就任する前に，国民協議会の面前において，以下の次第で，その宗教に基づき宣誓し，又は誠実に誓約する。
大統領（副大統領）宣誓
「神の名において，私は，インドネシア共和国大統領（インドネシア共和国副大統領）の義務を最大限適切に，最大限公正に果たし，かつ，憲法に従い，最大限完全に法律及び規則を実行し，国土と民族に奉仕することを誓う。」
大統領（副大統領）誓約
「私は，誠実に，インドネシア共和国大統領（インドネシア共和国副大統領）の義務を最大限適切に，最大限公正に果たし，かつ，憲法に従い，最大限完全に法律及び規則を実行し，国土と民族に奉仕することを誓約する。」）

第10条
大統領は，陸軍，海軍及び空軍の最高司令権を有する。
第11条
第１項（３次改正2001.11/9で項番変更，４次改正2002.8/10で表現を変更）
大統領は，国会の同意を得て，他国への宣戦，講和及び条約締結を行う。

（旧第１項　大統領は，国会の同意を得て，宣戦，講和及び他国との条約締結を行う。）

第２項（３次改正2001.11/9）

大統領は，国家財政の負担に関連して，人民の生活に広範かつ根本的な結果をもたらす国際条約，又は法律の改正若しくは制定を義務づけるその他の国際条約を締結する場合，国会の承認を得なければならない。

第３項（３次改正2001.11/9）

国際条約に関する規定は，法律により更にこれを定める。

第12条

大統領は非常事態を宣言する。非常事態の条件及びその効果は法律によりこれを定める。

第13条

第１項（１次改正1999.10/19）

大使の任命については，大統領は国会の判断に留意する。

（旧第１項　大統領は大使及び領事を任命する。）

第２項（１次改正1999.10/19）

大統領は，国会の判断に留意し，他の国からの大使を接受する。

（旧第２項　大統領は他国の大使を接受する。）

第14条

第１項（１次改正1999.10/19）

大統領は，最高裁判所の判断に留意し，特赦及び復権を与える。

第２項（１次改正1999.10/19）

大統領は，国会の判断に留意し，恩赦及び免訴を与える。

（旧第14条　大統領は，特赦，恩赦，免訴及び復権を行う。）

第15条（１次改正1999.10/19）

大統領は法律の定めるところに従い，褒章，勲章又はその他の栄典を付与する。

（旧第15条　大統領は，褒章，勲章，又はその他の栄典を付与する。）

第16条[3]

第１項（４次改正2002.8/10）

大統領は，法律の定めるところに基づき，大統領に助言又は意見を与える職務を有する顧問評議会を設置する。

（旧第１項　最高顧問評議会の構成は，法律によりこれを定める。）

第２項

本評議会は，大統領の諮問に対し返答する義務を負い，かつ，大統領に提案を行う権利を有する。

第５章　国務大臣

第17条

第１項

大統領は，国務大臣の補佐を受ける。

第２項（１次改正1999.10/19）

大統領は大臣を任命及び罷免する。

（旧第２項　国務大臣は，大統領により任命及び罷免される。）

第３項（１次改正1999.10/19）

すべての大臣は統治における特定の事項を担当する。

（旧第３項　大臣は，それぞれ，統治に関わる省を指揮する。）

第４項（３次改正2001.11/9）

省の設置，変更及び廃止は，法律によりこれを定める。

第６章　地方の統治

第18条

第１項（２次改正2000.8/18）

単一のインドネシア共和国は州［provinsi］の領域に分割され，州の領域は県［kabupaten］及び市［kota］に分割される。それぞれの州，県及び市は，法律の定めるところに基づき地方政府を有する。

第２項（２次改正2000.8/18）

州，県及び市の政府は，自治の原則及び補助職務に基づき統治事項を独自に定め，これを運営する。

第３項（２次改正2000.8/18）

州，県及び市の政府は，選挙により選出される議員で構成される地方議会を有する。

第４項（２次改正2000.8/18）

州，県及び市の政府の長である州知事，県長及び市長は民主的に選出される。

第５項（２次改正2000.8/18）

地方政府は，法律により中央政府の事項であると定める統治事項を除き，できるだけ広い自治を行う。

第６項（２次改正2000.8/18）

地方政府は，自治及び補助職務を行うため，条例又はその他の規則を定める権利を有する。

第７項（２次改正2000.8/18）

地方政府の構成及び運営方法は，法律によりこれを定める。

（旧第18条　大小の地方へのインドネシアの地域の分割及びその統治の形態は，

3 「第４章　最高顧問評議会」の表記が４次改正2002.8/10で削除された（これは最高顧問評議会が顧問評議会に変更されたことによると思われる）。これにより，第４章は欠番となる。

国家統治システムにおける協議原則及び特別な性格を有する諸地方における伝統的諸権利を認識し，かつ，留意して，法律によりこれを定める。）

第18A 条（２次改正2000. 8/18）

第１項

中央政府と州，県及び市の政府との権限の関係,並びに州と県及び市との権限の関係は,地域の特殊性及び多様性に留意し，法律によりこれを定める。

第２項

中央政府と地方政府との間の財政，公共サービス，天然資源及びその他の資源の利用に関する関係は，法律に基づき公正かつ協調的にこれを定め，実行する。

第18B 条（２次改正2000. 8/18）

第１項

国は，法律の定める特別の性格又は特殊な性格を有する地方政府の単位を承認し，かつ,尊重する。

第２項

国は，慣習法に基づく社会単位及びその伝統的権利につき，これが依然として存在し，かつ，社会の発展及び単一のインドネシア共和国の原則に適合する限りにおいて，法律に基づき承認し，かつ，尊重する。

第19条

第１項（２次改正2000. 8/18）

国会議員は選挙によりこれを選出する。

（旧第１項　国会の構成は，法律によりこれを定める。）

第２項（２次改正2000. 8/18）

国会の構成は，法律によりこれを定める。

（旧第２項　国会は，少なくとも１年に１回召集する。）

第３項（２次改正2000. 8/18）

国会は，少なくとも１年に１回召集する。

第20条

第１項（１次改正1999. 10/19）

国会は法律を制定する権限を有する。

（旧第１項　すべての法律は，国会の同意を必要とする。）

第２項（１次改正1999. 10/19）

すべての法案は，国会と大統領において，共同の合意を得るために討議される。

（旧第２項　一つの法案が国会の同意を得ることのできない場合,当該法案を，同一会期中に，再度国会へ上程することはできない。）

第３項（１次改正1999. 10/19）

共同の合意が得られない法案は，同一会期中に再度提出することはできない。

第４項（１次改正1999. 10/19）

大統領は，法律として制定することを共同で合意した法案を承認する。

第５項（第２次改正2000. 8/18）

大統領が，既に共同で合意された法案に関し，その合意後30日以内に承認しない場合においても，同法案は法律となり，かつ，施行されなければならない。

第20A 条（２次改正2000. 8/18）

第１項

国会は，立法，予算制定及び監督の各機能を有する。

第２項

国会は，前項の各機能の実行にあたり，本憲法が他の条項で定める権限に加え，大統領に対する説明請求権，調査権及び意見表明権を有する。

第３項

国会議員は，本憲法が他の条項で定める権限に加え，質問を行う権利，提案及び意見を述べる権利並びに免責特権を有する。

第４項

国会の権限及び国会議員の権利は，法律により更にこれを定める。

第21条（１次改正1999. 10/19）

国会議員は法案を提出する権利を有する。

（旧第21条

第１項　国会議員は法案を提出する権利を有する。

第２項　国会の同意を得たにもかかわらず，当該法案が大統領の承認を受けられない場合，当該法案を同一会期中に再び国会に上程することはできない。）

第22条

第１項

緊急の特別な事情があるときは,大統領は,法律に代行する政令を定める権限を有する。

第２項

当該政令は，直後の会期において国会の同意を得なくてはならない。

第３項

国会の同意を得ることができないときは，当該政令は廃止されなければならない。

第22A 条（２次改正2000. 8/18）

法律の制定方法に関する規定は，法律により更にこれを定める。

第22B 条（２次改正2000. 8/18）

国会議員は，法律の定める条件及び手続に基づき，罷免される。

第７A 章　地方代表議会（３次改正2001. 11/9）

第22C 条

第１項

地方代表議会議員は，総選挙により各州より選出される。

第２項

各州より選出される地方代表議会議員の数は同数であり，かつ，地方代表議会議員の総定数は，国会議員定数の３分の２を超えないものとする。

第３項

地方代表議会は，少なくとも１年に１回召集する。

第４項

地方代表議会の構成及び地位は，法律によりこれを定める。

第22D 条

第１項

地方代表議会は，国会に対し，地方自治，中央と地方の関係，地方自治体の設置，拡大及び合併，天然資源及びその他の経済的資源の管理に関連する法案並びに中央と地方の間の財政配分に関連する法案を提出することができる。

第２項

地方代表議会は，地方自治，中央と地方の関係，地方自治体の設置，拡大及び合併，天然資源及びその他の経済的資源の管理に関連する法案並びに中央と地方の間の財政配分に関連する法案の審議に参加し，かつ，国家予算並びに租税，教育及び宗教に関連する法案について，国会に意見を述べる。

第３項

地方代表議会は，地方自治，中央と地方の関係，地方自治体の設置，拡大及び合併，天然資源及びその他の経済的資源の管理，国家予算並びに租税，教育及び宗教の問題に関連する法律の執行を監視し，かつ，引き続き今後も措置が採られるべき参考資料として国会にその監視結果を提出する。

第４項

地方代表議会議員は，法律によって定める条件及び方法により，職務を罷免される。

第７B 章　総選挙（３次改正2001. 11/9）

第22E 条

第１項

総選挙は，直接，普通，自由，秘密，誠実かつ公正に５年ごとに行う。

第２項

総選挙は，国会議員，地方代表議会議員，大統領及び副大統領並びに地方議会議員を選挙するために行う。

第３項

国会議員及び地方議会議員を選挙するための総選挙へ参加するのは，政党である。

第４項

地方代表議会議員を選挙するための総選挙には，個人が立候補する。

第５項

総選挙は，全国において，常設かつ独立した一つの総選挙委員会が運営する。

第６項

総選挙に関しては，法律により更にこれを定める。

第８章　財政

第23条（３次改正2001. 11/9）

第１項

国家の財政運営を具体化する国家予算は，毎年法律により定め，人民の最大限の繁栄のために，公開され，かつ，責任を持って執行されるものとする。

第２項

国家予算案は，地方代表議会の意見に留意しながら，国会と共同で討議するため，大統領がこれを提出する。

第３項

国会が大統領提出に係る国家予算案に同意しないときは，政府は前年の国家予算を執行する。

（旧第23条

第１項　予算は，毎年，法律により定める。国会が政府提案に係る予算に同意しないときは，政府は前年の予算を執行する。

第２項　国家の必要のためのすべての課税は，法律によりこれを定める。

第３項　通貨の種類及び額は，法律によりこれを定める。

第４項　国家財政の事項は，法律により更にこれを定める。

第５項　国家財政に関する責任を監査するために，会計監査院を設置する。その規則は，法律によりこれを定める。監査結果は，国会に通告する。）

第23A 条（３次改正2001. 11/9）

租税及び国家の必要に充てるための強制的なその他の賦課は，法律によりこれを定める。

第23B条[4]（４次改正2002. 8/10）
通貨の種類及び額面は，法律によりこれを定める。

第23C 条（３次改正2001. 11/9）
国家財政に関するその他の事項は，法律によりこれを定める。

第23D 条（４次改正2002. 8/10）
国は一つの中央銀行を設置し，その地位，権限，責任及び独立性は法律によりこれを定める。

第８A 章　会計監査院（３次改正2001. 11/9）

第23E条[5]
第１項
国家財政の管理及び責任を監査するため，自由かつ独立した会計監査院を設置する。
第２項
国家財政の監査結果は，その権限に基づき，国会，地方代表議会及び地方議会に提出する。
第３項
前項の監査結果について，代表体又は機関は法律に基づき取り扱う。

第23F 条
第１項
国会は，地方代表議会の意見に留意して会計監査院の構成員を選出し，大統領がこれを承認する。
第２項
会計監査院の長は，構成員の互選により選出する。

第23G 条
第１項
会計監査院は，国の首都に所在し，各州に代表部を置く。
第２項
会計監査院に関する規則は，法律により更にこれを定める。

第９章　司法権

第24条
第１項（３次改正2001. 11/9）
司法権は，法と正義の実現のために裁判を行う独立した権力である。
（旧第１項　最高裁判所及びその他の司法機関は，法律に基づき，司法権を行使する。）
第２項（３次改正2001. 11/9）
司法権は，一つの最高裁判所，その管轄下にある通常裁判所，宗教裁判所，軍事裁判所及び行政裁判所並びに一つの憲法裁判所がこれを行使する。
（旧第２項　司法機関の編成及び権限は，法律によりこれを定める。）
第３項（４次改正2002. 8/10）
司法権に関する機能を有するその他の機関については，法律によりこれを定める。

第24A 条（３次改正2001. 11/9）
第１項
最高裁判所は，破毀審の裁判を行い，法律より下位にある法令の法律に対する審査を行う権限を有し，かつ，法律の付与するその他の権限を有する。
第２項
最高裁判所判事は，法分野における専門性及び経験を有し，高潔無私かつ公正な人格を有するものでなければならない。
第３項
最高裁判所判事候補は，国会の同意を得るために，司法委員会が国会に提案した後，大統領が最高裁判所判事として任命する。
第４項
最高裁判所長官及び副長官は，最高裁判所判事の中から，最高裁判所判事の互選により選出する。
第５項
最高裁判所及びその管轄下の裁判体の構成，地位，資格及び手続は法律によりこれを定める。

第24B 条（３次改正2001. 11/9）
第１項
司法委員会は，独立機関として，最高裁判所判事の任命を提案する権限並びに裁判官の名誉，尊厳及び行為を擁護し，かつ，実現するためのその他の権限を有する。
第２項
司法委員会委員は，法分野における知識及び経験を有し，高潔無私な人格を有するものでなければならない。
第３項
大統領は，国会の同意に基づき司法委員会委員を任命及び罷免する。
第４項
司法委員会の構成，地位及び委員の資格は，法律によりこれを定める。

4　23B 条及び23D 条は，憲法第３次改正で当該条文が抜けた形となっていたが，2002. 8/10の４次改正で挿入された。
5　第４次改正2002. 8/10の翻訳では，「23E 条を25A 条に変更」とあるが，疑問大であるので，現時点では修正しない。

第24C 条（３次改正2001. 11/9）

第１項

憲法裁判所は，初審かつ最終審として裁判を行い，その決定は，憲法に対して法律を審査し，憲法に基づきその権限を付与された国家機関の権限に関する紛争，政党の解散及び総選挙の結果に関する紛争につき決定をなし，同決定は終局的なものとなる。

第２項

憲法裁判所は，憲法に基づき，大統領又は副大統領の違反行為への疑いに関する国会の意見について決定を行う義務を負う。

第３項

憲法裁判所は，最高裁判所，国会及び大統領がそれぞれ３人の憲法裁判所判事を提案し，大統領が決定する９人の判事で構成される。

第４項

憲法裁判所の長官及び副長官は，憲法裁判所判事の互選により選出する。

第５項

憲法裁判所判事は，憲法及び国制に精通し，高潔無私かつ公正で，愛国的な人格を有するものでなければならず，かつ，国家上級公務員を兼任してはならない。

第６項

憲法裁判所判事の任命及び罷免，その手続法並びに憲法裁判所に関するその他の規定は，法律によりこれを定める。

第25条

裁判官の任命及び罷免の条件は，法律によりこれを定める。

第９A 章　国家領域（２次改正2000. 8/18）

第25A 条

単一のインドネシア共和国は，法律の定める境界及び権限を持つ領域をともなう「群島」としての特徴を具備する一つの島嶼群であるである。

第10章　国民及び住民（２次改正 2000. 8/18）

（旧第10章　国民）

第26条

第１項

国民とは，生来のインドネシア民族の者及び国民に関する法律により承認された他の民族の者である。

第２項（２次改正2000. 8/18）

住民とは，インドネシアに居住するインドネシア国民及び外国人である。

（旧第２項　国籍に関する条件は，法律によりこれを定める。）

第３項（２次改正2000. 8/18）

国民及び住民に関する規定は，法律によりこれを定める。

第27条

第１項

すべての国民は，法及び統治において平等な地位を有し，例外なく法及び統治を遵守する義務を負う。

第２項

すべての国民は，人間として適切な労働及び生活への権利を有する。

第３項

すべての国民は国家防衛の活動に参加する権利を有し，かつ，義務を負う。

第28条

結社及び集会の自由並びに口頭又は文書により思想を表明する自由などは，法律によりこれを規定する。

第10A 章　基本的人権（２次改正 2000. 8/18）

第28A 条

何人も，生存する権利を有し，その生存及び生活を維持する権利を有する。

第28B 条

第１項

何人も，家族を形成し，正当な婚姻を通じて子孫を残す権利を有する。

第２項

すべての子供は生存，生育かつ成長する権利を有し，暴力及び差別から保護される権利を有する。

第28C 条

第１項

何人も，基本的需要を満たすことにより自己を発展させる権利を有し，その生活の質を向上させるため，及び人間共同体の福祉のため，教育を受け，科学，技術，芸術及び文化の利益を享受する権利を有する。

第２項

何人も，社会，民族及び国を発展させるため，集団的権利を闘い取ることにより自己を進歩させる権利を有する。

第28D 条

第１項

何人も，公正な法による承認，保障，保護及び確実性を求め，かつ，法の前での平等な取扱いを求める権利を有する。

第２項

何人も，労働し，報酬を得，労働関係における公正かつ適切な取扱いを求める権利を有する。

第３項

すべての国民は統治において平等の機会を得る権利を有する。

第４項

何人も，国籍を求める権利を有する。

第28E 条

第１項

何人も，自由に宗教を持ち，その宗教に基づき礼拝を行い，教育，職業及び国籍を選択し，及び国内で住所を選択し，そこを離れ，そこに戻る権利を有する。

第２項

何人も，その良心に従い，信条を有し，思想及び態度を表明する自由を有する。

第３項

何人も，結社，集会及び意見表明の自由を有する。

第28F 条

何人も,個人及び社会を発展させるために,他人と意志疎通し，情報を得る権利を有し，存在するすべての種類の方法を利用して情報につき，探索，獲得，所持，保存，加工及び伝達する権利を有する。

第28G 条

第１項

何人も，自己，家族，名誉，尊厳及びその権限のもとにある財産への保護を求める権利を有し，並びに基本的権利を行使し，又は行使しないことについての恐れからの安全及び保護への権利を有する。

第２項

何人も，虐待又は人間の尊厳を損なう取扱いを受けない権利及び他の国に対して政治的庇護を求める権利を有する。

第28H 条

第１項

何人も，内心及び外面の繁栄を保持して生存し，居住し，適正かつ健康な環境を得る権利を有するとともに，保健サービスを受ける権利を有する。

第２項

何人も，平等及び正義を達成するため，同一の機会及び利益を得るよう特別の便宜又は取扱いを得る権利を有する。

第３項

何人も，尊厳を有する人間として完全な自己の発展を可能とする社会保障を求める権利を有する。

第４項

何人も，私的所有権を有し，この所有権は何人によっても恣意的に奪われない。

第28I 条

第１項

生存権，虐待を受けない権利，思想及び良心の自由，宗教を持つ権利，奴隷とされない権利，法の前において個人として認められる権利及び遡及効を有する法に基づき訴追されない権利は，いかなる状況においても侵害されることのない基本的権利である。

第２項

何人も，いかなる理由による差別的取扱いも受けない権利及び差別的取扱いに対する保護を得る権利を有する。

第３項

文化の固有性及び伝統的共同体の権利は，時代及び文明の発展に調和して尊重されるものとする。

第４項

基本的人権の保護,拡大,実行及び実現は，国家，とりわけ政府の責任である。

第５項

民主的法治国家の原則に基づき，基本的人権を実行し，これを保護するため，基本的人権は法令により,保障,規定かつ確定される。

第28J 条

第１項

何人も，社会，民族及び国家の生活秩序において，他人の基本的人権を尊重する義務を負う。

第２項

権利及び自由の行使に当たり，何人も，他人の権利及び自由を承認かつ尊重することを保障し，民主的社会における道徳，宗教的価値，安全及び公共の秩序に対する考慮に合致する公正な要求を実現することを目的とする法律の定める制限に従う義務を負う。

第11章　宗教

第29条

第１項

国家は唯一神への信仰に基づく。

第２項

国家は，すべての国民がそれぞれの宗教を有し，その宗教及び信仰に従って礼拝を行う自由を保障する。

第12章　国家の防衛及び安全（２次改正2000. 8/18）
（旧第12章　国家の防衛）

第30条

第１項

すべての国民は，国家の防衛及び安全のための活動に参加する権利を有し，かつ，義務を負う。

（旧第１項　すべての国民は，国家防衛の活動に参加する権利を有し，かつ，義務を負う。）

第２項

国家の防衛及び安全のための活動は，主たる力としてのインドネシア国軍及びインドネシア共和国警察，補助的な力としての人民による全人民防衛安全システムを通じて行う。

（旧第２項　防衛に関する条件は，法律によりこれを定める。）

第３項

インドネシア国軍は，国家の一体性及び主権を防衛し，保護し，かつ，防御することを職務とする国家機関として，陸軍，海軍及び空軍からなる。

第４項

インドネシア共和国警察は，社会の治安及び秩序を守る国家機関として，国民を守り，保護し，また，国民に奉仕し，法を執行する職務を有する。

第５項

インドネシア国軍及びインドネシア共和国警察の構成及び地位，職務実行におけるインドネシア国軍とインドネシア共和国警察の権限の関係，国家の防衛及び安全のための活動への国民の参加の条件，並びに防衛及び安全に関連する事項については，法律によりこれを定める。

第13章　教育及び文化（４次改正2002. 8/10）
（旧第13章　教育）

第31条

第１項[6]

すべての国民は，教育を受ける権利を有する。

第２項

すべての国民は，初等教育を受ける義務を負い，政府はその費用を負担する義務を負う。

（旧第２項　政府は，法律により定める国家教育システムを運営し，かつ，管理する。

第３項

政府は，法律の定めるところに基づき，民族の知的水準を向上させるために，敬虔さ及び道徳を高め，一つの国民教育システムを運営及び維持する義務を負う。

第４項

国家は，国民教育の運営の必要を満たすため，国家予算及び地方予算の少なくとも20パーセントを，教育予算に優先的に割り当てる。

第５項

政府は，人類共同体の繁栄及び福祉の発展のために，宗教的価値及び民族の統一を支持し，科学技術を進歩させる。

第32条

第１項（４次改正2002. 8/10）

国家は，社会の価値観を保護し，かつ，発展させることにおける市民の自由を保障しながら，世界文明におけるインドネシア国民文化を進歩させる。

第２項（４次改正2002. 8/10）

国家は，国民文化の富としての地方語を尊重し，かつ，保護する。

（旧第32条　政府は，インドネシアの国民文化を発展させるものとする。）

第14章　国民経済体制及び社会福祉（４次改正2002. 8/10）
（旧第14章　社会福祉）

第33条

第１項

経済体制は，家族主義に基づき，共同事業としてこれを編成する。

第２項

国家のために重要であり，かつ，多数の人の生活に影響を与える生産部門は，国家がこれを管理する。

第３項

土地，水及びこれらの中に含まれる天然の富は，国家がこれを管理し，人民を最大限繁栄させるためにこれを利用する。

第４項（４次改正2002. 8/10）

国民経済体制は，共同性，公正な効率性，持続性，環境への配慮，自律性の原則及び国民経済の進歩と統一の調和を維持し，経済民主主義に基づき運営される。

第５項（４次改正2002. 8/10）

本条の実施に関する規定は，法律により更にこれを定める。

第34条（４次改正2002. 8/10）

第１項

貧困者及び孤児は国家が保護する。

第２項

国家は，全人民に対する社会保障制度を構築し，かつ，人間の尊厳に基づき，弱い立場

6　インドネシア語では第１項も４次改正で変更されているが，日本語訳には影響しない。

にあり，自助の困難な市民の地位を強化する。
第３項
国家は，適切な保健福祉設備及び一般福祉設備を提供する責任を負う。
第４項
本条の実施に関する規定は，法律により更にこれを定める。
（旧第34条　貧困者及び孤児は，国家がこれを保護する。）

第15章　国旗，国語，国章及び民族歌
（２次改正2000.8/18）
（旧第15章　国旗及び国語）

第35条
インドネシア国旗はサン・メラ・プティ旗である。

第36条
国語はインドネシア語である。

第36A 条（２次改正2000.8/18）
国章は，多様性における統一のスローガンを持つガルーダ・パンチャシラである。

第36B 条（２次改正2000.8/18）
民族歌はインドネシア・ラヤである。

第36C 条（２次改正2000.8/18）
国旗，国語，国章及び民族歌に関する規定は，法律により更にこれを定める。

第16章　憲法改正

第37条（４次改正2002.8/10）
第１項
憲法の条項の改正に関する提案は，国民協議会議員定数の３分の１以上がこれを提出したとき，国民協議会の議題とすることができる。
（旧第１項　憲法を改正するためには，国民協議会の総定数の３分の２以上が出席しなければならない。）
第２項
憲法の条項の改正に関するすべての提案は，書面により提出され，改正の提案される部分を,その理由と共に明示しなければならない。
（旧第２項　憲法改正の決定は，出席議員の３分の２以上の多数をもって採択される。）
第３項
憲法の条項を改正するために，国民協議会は，国民協議会議員定数の３分の２以上の定足数を満たさなければならない。
第４項
憲法の条項を改正する決議は，全国民協議会議員の半数より１名以上多くの賛成によって行われる。
第５項
単一のインドネシア共和国の国家形態に関しては，改正することはできない。

経過規定

第Ⅰ条
インドネシア独立準備委員会は，インドネシア政府に対する統治の移管を規定し，かつ,運営する。

第Ⅱ条
既存のすべての国家機関及び規則は，本憲法に基づき新たに設置のあるまでは，引き続き有効とする。

第Ⅲ条
第１回の大統領及び副大統領は，インドネシア独立準備委員会が選出する。

第Ⅳ条
本憲法に基づき，国民協議会，国会及び最高顧問評議会が設置されるまでは，すべてこれらの権限は，国民の協議会の補佐を得て，大統領が行使する。

追加規定

第１項
大東亜戦争の終了後６か月以内に，インドネシア大統領は，本憲法に定めるすべての事項を規定し，かつ，運営する。

第２項
国民協議会設置後６か月以内に，協議会は憲法を制定するために会合を開く。

経過規定（４次改正2002.8/10）

第Ⅰ条
既存のすべての法令は，本憲法に基づき新たに定めのあるまで引き続き有効である。

第Ⅱ条
既存のすべての国家機関は，憲法の規定を実施する限りにおいて，かつ，本憲法に基づき新たに定めのあるまで,引き続き機能する。

第Ⅲ条
憲法裁判所は，2003年までに設置され，かつ，設置されるまでそのすべての権限は最高裁判所がこれを行使する。

附則（４次改正2002.8/10）

第Ⅰ条

国民協議会は，2003年の国民協議会会期に決議を行うために，暫定国民協議会決定及び国民協議会決定の内容及び法的地位に対する審査を行う任務を負う。

第Ⅱ条

この憲法改正の決議により，1945年インドネシア共和国憲法は，前文及び各条項からなる。

この改正は，インドネシア共和国国民協議会年次会の2002年８月10日，第６回インドネシア共和国国民協議会本会議において決議され，かつ，決議の日より施行する。

1945年インドネシア共和国憲法注釈[7]

一般

Ⅰ　基本法の一部としての憲法

一国における憲法とは，その国の基本法の一部にすぎない。憲法とは，成文の基本法であるが，その憲法のほかに，不文の基本法が有効であり，それは，不文であるにしても，国家運営の実際において発生し，また，保持されてきた基本的諸規則である。

当然のことながら，ある国の基本法（droit constituionelle）を調べるためには，その憲法（loi constitutionelle）の条項のみを調べるだけでは不十分であり，その実際はどうであるか，また，その憲法から生じる内心的環境（geistlichen Hintergrund）はどのようなものであるかを調べなければならない。

いずれの国の憲法も，その文面を読むだけでは理解することはできない。ある国の憲法の意味するところを真に理解するためには，我々は，その文面がどのように発生したのかを学習せねばならず，その説明するところも知らなければならず，そして，その文面が作られたのはどのような環境においてであったかを知らなければならない。

そのようにして，我々は，我々が学ぼうとする法律の意図するところは何か，その法律の基礎となった思想は何かを理解することができる。

Ⅱ　「前文」における思想の諸原則

憲法の前文に含まれている諸原則は何か。

１　「国家」は文字通り，すべてのインドネシア人民のための社会正義を実現しつつ，統合を原則とし，すべてのインドネシア民族及びインドネシアの全国土を守るものである。

その「前文」において，統一国家という理解が受け入れられており，国家はすべての民族を全体として保護し，また，それに及ぶものである。したがって，国家は，すべての集団の思想を克服するものであり，すべての個人の思想を克服するものである。国家は，その「前文」の理解によると，統合を望むものであり，すべてのインドネシア民族に全体として及ぶものである。これこそが，忘れてはならない国家の第一の原則である。

２　国家は，すべての人民に対して社会正義を実現することを望んでいる。

３　「前文」において含まれている第三の原則は，人民が主権を有し，民主主義，及び代表の協議に基づく国家である。したがって，憲法において形成される国家システムは，人民

7　憲法注釈については，憲法公布と共に官報に記載され，少なくともスハルト体制以降，憲法と不可分一体で，同等の効力を有する文書として扱われてきている。

主権に基づき，かつ，代表の協議に基づいていなくてはならない。当然のことながら，この思潮はインドネシア社会の性格に合致するものである。

4　「前文」に含まれる第四の思想的原則は，公正で，品位ある人道主義原則に従った唯一全能の神への信仰に基づく国家である。したがって，憲法は，政府及びその他の国家運営者に対し，卓越した人道主義の美徳を維持し，かつ，卓越した人民の道徳的理想を強く保持することを義務づける内容を含まなければならない。

Ⅲ　憲法は，各条項において，「前文」において含まれる思想の諸原則を創造する。

これらの思想の諸原則は，インドネシア国の憲法の内心的状況を覆うものである。これらの思想の諸原則は，成文法（憲法）と不文法の両方である，国家の基本法を支配する法的理想（Rechtidee）を実現するものである。

憲法は，これらの思想の諸原則を，各条項において創造する。

Ⅳ　簡潔かつ柔軟な性格の憲法

憲法は，わずか37か条を定めるのみである。その他の諸条項は，経過規定及び追加規定を定めるにすぎない。したがって，例えば，フィリピンの憲法に比較すると，その法文は非常に短いものである。

したがって，仮に憲法が，中央政府及びその他の国家運営者らに対し，国家の存在及び社会の福祉を運営するために，基本的な諸規則のみを規定し，指針として大枠のみを規定していれば，それで十分である。特に，新しい国家及び若い国家にとっては，その成文基本法は基本的諸規則のみを規定しているほうがより良いものである。そして，その基本的規則を運営する諸規則は，より簡単な方法で，制定，改正及び廃止することができる法律に任せるのである。

それが憲法のシステムである。

我々は，常にインドネシアの社会及び国家の存在の躍動性に注意を払っていなければならない。インドネシアの社会及び国家は成長し，時代は変化する。現在の精神の外面及び内面における革命の時代においてはなおさらである。

したがって，我々は，躍動的に生きなければならず，インドネシアの国家及び社会のすべての動きを見なければならない。それと関連して，硬直化を急いではならない，依然として変わりやすい思想に形（Gestaltung）を与えてはいけない。

当然のことながら，その成文の規則の性格は拘束するものである。したがって，その規則がより「柔軟」な性格であることは，より良いものである。したがって，我々は，憲法システムが，時代遅れとならないよう注意しなければならない。我々は，早く枯れ果ててしまう法律を作ってはならない。統治において，また，国家の存在において最も重要なのは，精神であり，国家運営者らの精神，統治の指導者らの精神である。たとえ，その文言は家族主義的な性格を有する憲法が作られたとしても，国家運営者らの，その政府の指導者らの精神が個人主義的であれば，先ほどの憲法は，当然実際には意味がない。逆に，その憲法が完全ではないとしても，しかしなお，仮に政府の運営者たちの精神がよいものであったならば，その憲法は当然に，国家の歩みを妨げることはないであろう。したがって，最も重要なのは精神である。であるから，その精神は生きていて，言葉を換えて言えば，躍動的である。それに関連して，基本的な諸規定のみが，憲法に定められなくてはならず，一方で，その基本的諸規則を運営するために必要な事項は法律に任せられなくてはならない。

国家統治のシステム

憲法において明らかにされている国家統治システムとは：

Ⅰ　インドネシアは法に基づく国家（Rechtsstaat）である。

1　インドネシア国家は，法に基づくものであり（Rechtsstaat），権威にのみ基づく（Machtsstaat）ではない。

Ⅱ　憲法システム

2　統治は憲法システムに基づくのであり，絶対主義的（制限のない権力）なものではない。

Ⅲ　国家の最高権力は，国民協議会にある（Die gezamte Staatsgewalt liegt allein bei der Majelis）。

3　人民の主権は，すべてのインドネシア人民を代表するものとしての「国民協議会」という名称の機関によって行使される。この協議会は，憲法を制定し，国策大綱を決定する。この協議会は，国家元首（大統領）及び副国家元首（副大統領）を任命する。この協議会こそが，最高の国家権力を有しているのであり，一方，大統領は，協議会の決定した大綱に従って，国策を実行しなければならない。大統領は協議会に任命され，協議会に服従し，かつ，協議会に責任を負う。大統領は，協議会の受任者であり，協議会の諸決定を実行する義務を負う。大統領は，協議会と「同等」ではなく，「下位」にある。

Ⅳ　大統領は，協議会の下にあり最高の国家統治担当者である。

国民協議会の下において，大統領は，最高の

国家統治担当者である。
　国家統治を行うに当たり，権力及び責任は大統領の手にある（大統領への権力と責任の集中）。

Ⅴ　大統領は，国会に責任を負わない。
　大統領のほかには，国会がある。大統領は，法律を制定し，国家予算を決定するために，国会の同意を得なくてはならない。
　したがって，大統領は国会と共同で働かなくてはならないが，大統領は国会に対して責任を負うものではなく，すなわち，大統領の地位は国会に依拠していない。

Ⅵ　国務大臣は大統領の補佐である。国務大臣は国会に責任を負わない。
　大統領は，国務大臣を任命及び罷免する。大臣は国会に対して責任を負わない。その地位は，国会に依拠するものではなく，大統領に依拠している。大臣は，大統領の補佐である。

Ⅶ　国家元首の権力は無制限ではない。
　国家元首は，国会に対して責任を負っていないとしても，「独裁者」ではなく，すなわち，権力は無制限ではない。
　上述したように，国家元首は，国民協議会に責任を負っているが，そのほかにも確かに国会の意見に注意を払わなくてはならない。

Ⅷ　国会の地位
　国会の地位は強力である。この議会は，大統領によって解散させられることはできない（議会制とは異なる）。そのほかにも，国会議員は，すべて国民協議会議員を兼任する。したがって，国会は，常に大統領の行為を監督することができ，そして，仮に国会が，大統領が真に憲法及び国民協議会により決定された国策大綱に違反していると認める場合には，その協議会は，大統領の責任を問うことを求めるために特別会を召集することができる。

Ⅸ　国務大臣は通常の上級公務員ではない。
　国務大臣の地位は大統領に依拠しているとしても，国務大臣は通常の上級公務員ではない。なぜなら，第一に国務大臣こそが，実際上，政府の権力を実行するからである。
　省の指導者として，大臣は，その業務範囲に関する事項を内外において知っている。
　それに関連して，大臣は，その省の関連する国家政策の決定においては，大統領に対する大きな影響力を有している。当然のことながら，その意味するところは，各大臣は国家の指導者であるということである。
　国家統治において政府の政策を決定し，かつ，調整するために，各大臣は共同して，相互に，大統領の指導の下で，できるだけ協力する。

逐条注釈

第１章　国家の形態及び主権

第１条　単一であり，共和制の国家形態を定めており，人民主権の思想原則の内容を含んでいる。

国民協議会は最高の国家運営者である。この協議会は，国家主権を行使する人民と同一体とみなされる。

第２章　国民協議会

第２条　意味するところは，すべての人民，すべての集団，すべての地方は，協議会において代表を有し，その結果として，その協議会は真に人民と同一体とみなすことができる。

「諸集団」と言われるのは，協同組合，労働組合及びその他の集団的組織のような組織である。このような規定は当然のことながら時代の潮流に合致している。経済において協同組合システムを置こうとする提案により，この項は経済諸組織の中に，諸集団があることを指摘する。

第２項

定数が多いこの巨大な機関は，少なくとも５年に一回召集する。少なくともであるから，仮に必要なら，５年間の間に，特別会を召集することで，一回以上召集することもできる。

第３条　国民協議会は，国家主権を行使しているのであるから，その権力は制限されない。社会の躍動性については，５年に一回，協議会は，発生したすべてにつき，また，そのときのすべての思潮に注意を払い，そして，その後において利用されるべき国策は何かを決定する。

第３章　国家統治の権力

第４条及び第５条第２項

大統領は，国家の執行権の長であり，法律を執行するために，政令を定める権限を有する。

第５条第１項

執行権以外に，大統領は，国会と共同して，国家における立法権を実行する。

第６，７，８，９及び10条

この諸条項における大統領の諸権力は，国家元首としての大統領の地位の帰結である。

第４章　最高顧問評議会

この評議会は，大統領に意見を付与する義務を負う一つの国家委員会である。これは単に諮問機関である。

第５章　国務大臣

第17条　上を参照

第６章　地方政府

第18条

Ⅰ　インドネシアは一つの「単一国家」(eenheistaat)であるから，その領域内において「国家」的な地方を有することはない。

インドネシア領域は，州に分けられ，州の領域は，より小さな地域に分けられる。

自治的な諸地方又は単に行政地域的な諸地方も，すべて，法律に定められる規定に基づく。

自治的な諸地方においては，地方議会が設置される。なぜなら，地方においても，統治は協議の原則に基づくからである。

Ⅱ　インドネシア領土においては，ジャワやバリにおけるデサ，ミナンカバウにおけるネゲリ，パレンバンにおけるドゥスンやマルガなどの，250前後の「自治的地域」及び「民族共同体」が見られる。それらの諸地域は，原初的な構成を有しており，したがって，特別な性格の地域としてみなすことができる。

インドネシア共和国は，この特別な諸地域の地位を尊重し，そして，その地域に関係するすべての国家の規則は，その地域の伝統的諸権利に留意する。

第７章　国会

第19，20，21及び23条

一般注釈の第Ⅶを参照。

国会は，政府からの各法案に同意を与えなければならない。また，国会は法律を定めるための発議権も有する。

Ⅲ　国会は第23条の予算権を有している。

これにより,国会は政府をコントロールする。

すべての国会議員は，国民協議会議員を兼任することにも，注意しなければならない。

第22条　この条項は，大統領の「緊急立法」を定めている。こうした規定は，当然のことながら，緊急で，政府が迅速かつ正確に行動することを強制する状況において，国家の安全が政府により保障されることができるようにするために置かれる必要がある。

そうだとしても，政府は国会の監視から自由なわけではない。したがって，この条項の法律と同じ効力を有する政令は，国会によって承認されなければならない。

第８章　財政

第23条第１，２，３，４項

第１項は国会の予算権を定める。

予算の決定方法は，国家統治の性格を決定づける一つの基準である。ファシズムに基づく国家においては，予算は政府によっ

て決定されるだけである。しかし，インドネシアのような民主主義国家又は人民の主権に基づく国家においては，その予算は法律により定める。つまり，国会の同意による。

民族としての人民が生きる方法はどのようなものであるか，そして，生きるためにどこから調達するかは，その人民自身によって，国会を媒介にして，決定されなければならない。

第23条は，予算を決定する場合，国会の地位は，政府の地位より強力であることを明らかにしている。これは，人民主権の証拠である。

予算の決定は，自身の運命を決定する人民の権利に関連する。したがって，課税などによって，人民に負担を科すあらゆる行為は，法律すなわち国会の同意によって定めなければならない。

同様に，通貨の額及び種類についても法律で定める。通貨の地位は，人民に対する影響が大きいため，重要である。通貨は，交換及び価値を計る手段である。社会において交換，売買を容易にするための交換手段である。

それと関連して，交換されるそれぞれの物品の価値を決定する根拠のための価値基準として，人民が必要とする通貨の種類及び形態が存在する必要がある。その価値の基準となるものは，通貨の状況が規則的でなくなるため，上下に価値が変動してはならない。したがって，その通貨の状態は，法律により定めなければならない。

それに関連して，紙幣を発行し，流通を管理するインドネシア銀行の地位を法律で定める。

第５項

国会が既に同意した予算を政府が利用する方法は，この決定に合致しなくてはならない。政府の責任を審査するために，政府の影響及び権力から自由な機関が存在する必要がある。政府に服従する機関は，そのように重大な義務を実行することはできない。しかし，その機関は政府の上に立つ機関でもない。

したがって，その機関の権限及び義務は法律により定める。

第９章　司法権

第24及び25条

司法権は独立した，すなわち，政府権力の影響から離れた権力である。これに関連して，裁判官の地位に関する法律において保障を置かなければならない。

第10章　国民

第26条第１項

インドネシアに住み，インドネシアを母国と認め，かつ，インドネシア共和国に忠誠を誓う他の民族の人々，例えば，オランダ系の人，中国系の人及びアラブ系の人は国民となることができる。

第２項

既に明らかである。

第27条，第30条及び第31条第１項

既に明らかである。これらの諸条項は国民の権利に関係する。

第28条，第29条第１項及び第34条

これらの諸条項は，住民の地位に関係する。

国民にのみ関係するものも，また，すべての住民に関連するものも，諸条項は，民主主義的で，かつ，社会正義と人道主義を実行する国家の建設へのインドネシア民族の希望を定めている。

第11章　宗教

第29条第１項

この項は，インドネシア民族の唯一全能の神への信仰を明らかにしている。

第12章　国家防衛

第30条　既に明らかである。

第13章　教育

第31条第２項

既に明らかである。

第32条　民族の文化は，インドネシア民族全体の懸命な努力の果実として生じた。

全インドネシアの諸地方における文化の頂点として見られる古く原初的な文化は，民族の文化に数えられる。文化的活動は，自己の文化を発展させ，又は豊かにさせることのできる外来の文化の新しい素材を拒否することなく，また，インドネシアにおける人道主義のレベルを向上させることにより，礼儀，文化及び統一の発展の方向を目指さなければならない。

第14章　社会福祉

第33条　第33条には，社会の成員の指導又は監督の下におけるすべての者のための，経済民主主義原則，すべての者によって行われる生産が定められている。優先されるのは，社会の繁栄であり，個人の繁栄ではない。したがって，経済制度は家族主義的努力に基づく共同事業として組織される。これに合致する企業の形は協同組合である。

経済体制は，経済民主主義すなわちすべ

ての人々の繁栄に基づいている。したがって，国家にとって重要で，また，多くの人々の生活を支配する産業部門は国家が管理しなければならない。そうでなければ，生産の主導権は権力を有する個人の手に落ち，そして多くの人民はそれに抑圧される。

多くの人々の生活を支配しない企業のみが，個人の手にあることができる。

土地，水及び土地に含まれる天然の富は，人民の繁栄の根幹である。したがって，国家が管理し，人民を最大限に繁栄させるために利用しなければならない。

第34条　既に十分に明らかである。上記を参照。

第15章　国旗及び国語

第35条　既に明らかである。

第36条　既に明らかである。

そこの人民によって良く維持されている独自の言語（例えば，ジャワ語，スンダ語，マドゥラ語など）を有する地域においては，それらの言語は尊重され，そして国家により保護される。

それらの言語も，生きているインドネシア文化の一部となっている。

第16章　憲法の改正

第37条　既に明らかである。